第4章 展開の方向(平成27年10月改定)

第3章では、生涯を通じた人づくりにかかわる、家庭、地域(NPO法人などを含む)、学校・保育所、企業、市町村の各主体が、それぞれどのような役割を果たしながら、取組みを進めていくべきか整理をしています(22~45ページ参照)。

その整理を受けて、第4章では、今後、協働で各主体が人づくりを進めていくために、県としてどのような展開を図っていくべきかについて、5つの「基本方針」を明らかにし、「取組みの方向」を体系的にまとめました。

具体的には、まず、「生涯にわたる自分づくり」の視点から、県としてどのような方向性で今後の取組みを進めていくか、その方向を明らかにしました。

その上で、自分づくりを支える「生涯を通じた人づくり」という視点から、 県としてどのような展開を図っていくか、その方向を示しています。人づくり の場としては、「地域」、「家庭」、「学校」の3つの場として整理しています。

そして、他の主体と協働して人づくりを進めるという視点から、人づくりの3つの場をつなぐ「教育環境」の整備にかかわって、県としてどのような展開を図っていくか、その方向を明らかにしました。

基本方針

- 1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます
- 2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
- 3. 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社 会づくりを進めます
- 4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます
- 5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校を つなぐ教育環境づくりを進めます

<基本方針1>

かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの 取組みを進めます

~取組みの方向~

◇主体的に学び行動する力を身に付ける自分づくりの取組みを進めます

一人ひとりが、人や社会とのかかわりを通して、自己肯定感を基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」の3つの力を身に付けられるよう、様々な学習の場や機会を利用して、学ぶ意欲と学ぶ力を高め、主体的・積極的に自分づくりの取組みが進められることをめざします。

- 〇かながわの豊かな学びの場や機会を生かした自分づくりの推進
- 〇「自ら学ぶカ」を育み高める場や機会の充実
- 〇社会生活の基盤としてのことばの力を育む教育の推進 (読書活動の推進)
- 〇安全に関する教育の推進や防災教育の推進

◇社会的・職業的な自立をめざす自分づくりの取組みを進めます

社会的・職業的に自立した自分づくりに向けて、社会を構成する一人として、 自らの役割と責任を自覚し、行動力あふれる自分づくりの取組みが進められる ことをめざします。また、一人ひとりの成長に応じた職業観・勤労観を育み、自 立が促進されるようキャリア教育や、規範意識と公共の精神の醸成に向けた教育 の充実に取り組みます。

- ○自立した自分づくりを進める機会の充実
- 〇生き方や社会を学ぶ教育の充実(キャリア教育、シチズンシップ教育*の充実)
- 〇人権教育と人権啓発の推進

◇未来社会の創造に参画・協働できる自分づくりの取組みを進めます

社会の構成員としてよりよい社会づくりにかかわることができる自分づくりに向けて、地域社会での協働・連携の大切さを理解し、社会参画への意欲を高めます。そして、互いの持ち味を生かし合いながら、ボランティア活動等を通して、生涯にわたり社会に参画・協働できる自分づくりの取組みが進められることをめざします。

- 〇地域貢献活動・ボランティア活動の充実
- ○多様な主体による協働の推進

<基本方針2>

新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくり を進めます

~取組みの方向~

◇個人や社会の多様性を尊重し、生涯学習社会を支える地域の教育力の向上 の取組みを進めます

少子高齢化の急速な進展や、産業・就業構造の変化など、社会状況の変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、生涯学習の場や機会を充実し、そこで得た知識などが活用されることで、地域の教育力の向上につながるような環境づくりを進めます。

- 〇地域の教育コミュニティづくりの推進
- ○生涯学習の環境整備の充実
- 〇青少年の多様な体験活動の促進

◇参画・協働による活力ある新たな教育コミュニティの創出を進めます

子どもの育ちにとって大切な場であり、県民一人ひとりにとっても生涯にわたる自分づくりの大切な場である地域において、公民館や学校などを地域の交流や学習の拠点として活用した、地域(NPO法人などや、企業、市町村を含む)・家庭・学校の協働による、活力ある新たな教育コミュニティづくりを進めます。

- 〇コミュニティ・スクール*の普及と充実
- 〇生涯学習の深化と成果を活用する場づくり

◇かながわの伝統文化の継承と芸術・スポーツによる地域の振興を進めます

かながわの伝統文化の継承や、芸術・スポーツなどを身近なものとして親しむ 活動を推進するとともに、これらを通じて、伝統文化・スポーツによる地域の振 興につながるような環境づくりを進めます。

- 〇伝統的な文化芸術の振興
- 〇文化遺産の保存と活用
- ○「鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信
- 〇子どもの文化芸術活動の充実
- ○学校の部活動の活性化
- 〇子どもの遊び・スポーツ活動の推進
- 〇子どもの未病*対策(体力向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善)
- 〇スポーツ活動の機会の提供と多様な場づくり
- 〇スポーツ活動を支えるしくみづくり
- ○競技力向上のためのしくみづくり
- 〇「かながわパラスポーツ*」の普及

<基本方針3>

少子化などに対応した家庭での子育て·教育を支える社会 づくりを進めます

~取組みの方向~

◇現代社会に求められる子育て・家庭教育への理解を深めます

少子化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て・家庭教育を支える環境の変化や、家庭環境が多様化する中で、地域や学校が協働・連携して、子育て・家庭教育をめぐる課題への理解を図ります。そして、地域や社会全体で子どもを育むことの大切さなどへの理解と協力が得られるような環境づくりを進めます。

- 〇家庭、地域、事業者、NPO、行政などの連携による子育て支援
- 〇地域における多様な子育て支援の充実
- ○青少年が健全に育つ環境の整備
- 〇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 〇犯罪から子どもを守る対策の強化

◇地域との連携による子どもの社会的な経験の機会の充実を図ります

自然や人とのふれあいなどの体験による学びを通じて、地域と連携を深めながら、自己肯定感を育み、子どもが社会の一員として成長できるような機会の充実に取り組みます。

- 〇子どもの社会的な経験の機会づくり
- 〇子どもの放課後などにおける育ちの場の提供

◇家庭から学校・社会への円滑な接続・連携を図る教育的な支援に取り組み ます

家庭から学校や社会への円滑な接続が図られるよう、医療・福祉等の関係機関との連携を図り、発達段階に応じて、子どもや保護者が相談できる体制や支援の充実に取り組みます。

- 〇相談体制や支援の充実
- 〇待機児童対策の推進
- 〇高校生などへの就学支援の充実

<基本方針4>

子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます

~取組みの方向~

◇学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業の実践と、個に応じた支援を大切にする学校教育に取り組みます

子ども一人ひとりの学習への興味・関心を高め、基礎的な知識・技能の習得や、 思考力・判断力・表現力等を育む授業実践等の取組みを通じて、確かな学力の向 上を図ります。また、課題を抱える子どもへの支援を充実し、個々の資質や能力 を伸ばすことのできる教育の充実に取り組みます。

- 〇確かな学力向上の推進
- 〇これからの社会に応じた専門教育の推進
- 〇小・中・高等学校における支援教育の充実
- 〇特別支援学校における進路指導と専門的な教育などの充実
- 〇いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応
- ○教育相談体制の充実
- ○道徳教育の取組みの推進
- 〇食育・健康教育の充実
- 〇総合的な環境教育の推進
- 〇かながわの魅力に基づく教育の推進 (郷土史学習や歴史教育などの推進)

◇信頼と期待に応える主体的な学校運営に取り組みます

家庭や地域との連携・協力を深め、学校評価*などを活用して、信頼され、活力と魅力にあふれた学校づくりに取り組みます。また、県立高校改革を計画的かつ着実に推進するとともに、新たな課題への対応にも取り組みます。

- 〇信頼あふれる開かれた学校づくりの推進
- ○高校の魅力と教育力向上の推進
- ○特別支援学校の整備
- 〇小中一貫教育*を行う学校の導入に向けた取組みの推進
- ○公立高校と私立高校による協調事業の推進
- 〇私立学校への支援の充実

◇子どもの人格形成を図る教育の質の向上を担う指導力のある教職員の確保と育成に取り組みます

学校教育の質の向上を図るため、教職への情熱と豊かな人間性をもった教職員を計画的に確保するとともに、指導力の向上のための研修の充実など、次代の人づくりを担う、指導力の高い教職員を育成します。

○多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

<基本方針5>

生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

~取組みの方向~

◇社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴う教育や、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備を進めます

グローバル化や情報化が急速に進展する社会において、異文化を理解・尊重し、豊かな語学力、コミュニケーション能力等の育成を図り、国際社会に対応できる人材育成のための教育環境の充実に取り組みます。また、共生社会*の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざす、インクルーシブ教育の推進*のための教育環境づくりを進めます。

- 〇グローバル化に対応した教育の推進
- ○科学技術・情報通信技術の進展に対応した教育の推進
- 〇インクルーシブ教育の推進
- 〇外国籍県民のくらしやすい環境づくりに向けた教育の推進

◇生涯にわたる自分づくりを支援する教育ネットワークの構築を進めます

学校教育以外の場でも学ぶ意欲をもち、様々な体験活動などを通して、生涯にわたり学び続ける自分づくりを支援するために、地域、学校、社会教育施設などとの協働・連携を進め、横断的な教育ネットワークの環境整備を進めます。

- 〇県立社会教育施設などの生涯学習機能の充実
- 〇生涯学習の情報提供とネットワークづくり
- 〇県と企業、大学などとの連携の推進

◇教育行政に係る施策・事業の計画的な実施と、適切で的確な支援への対応 に取り組みます

子どもたちが安全・安心で快適に学べるよう、学校の教育環境を整備するとともに、外部専門家等による教育委員会の施策・事業に対する点検・評価*や第三者評価*等の実施・充実を図り、関係機関との調整や支援などを通じて、計画的で着実な教育施策・事業を実施します。また、県民一人ひとりがかながわの教育について考えるための機会づくりと、協働・連携の充実・拡大に取り組みます。

- 〇安全で快適な教育環境の整備
- 〇かながわ教育ビジョンの着実な推進
- 〇かながわの教育を考える機会の充実
- 〇外部専門家等による点検・評価等を活用した教育施策の推進

第5章 重点的な取組み (令和元年 10 月改定)

県では、不易で価値ある教育の実践を重視し、着実にかつ先進的に取り組むことを、かながわらしさの一つとして大切にして、これまで取組みを進めてきました。今後も同様に、時代の潮流を的確にとらえ、生涯を通じた人づくりに向けて、「SDGs (持続可能な開発目標)*」の理念を踏まえつつ、かながわらしい取組みを進めます。

第4章では、県としての「基本方針」を明らかにし、「取組みの方向」を体系的にまとめました(40~45 ページ参照)。第5章では、第4章の「取組みの方向」をもとに、今日の教育課題を解決していくため、特に、集中的・横断的に進めていく必要のある「重点的な取組み」を示しており、次のIからWIのとおりです。

I. 生涯学習社会における人づくり

すべての人が「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を身に付けることができるよう、自分づくりへの支援の充実に取り組みます。

Ⅱ. 共生社会づくりにかかわる人づくり

共生社会づくりにかかわり、すべての人が多様なあり方を認め合い、尊重し、支え合い、参加できるようにするための教育や環境づくりを進めます。

Ⅲ. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及・充実や、活力あるコミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

Ⅳ.子育て・家庭教育への支援

生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育で・家庭教育の役割を大切にし、地域・学校など社会全体で、子育で・家庭教育を支援する取組みを進めます。

Ⅴ. 学び高め合う学校教育

生涯にわたる学習の基盤が培われるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育むため、教育課程や学習活動の充実に取り組みます。

VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

教育の質を高め、県民の信頼を確立するため、優秀な人材の確保と指導力の高い 教職員の育成や、社会の変化に対応した活力と魅力にあふれた学校づくりを推進 します。

Ⅷ. 県立学校の教育環境の改善

安全・安心で、質の高い教育を支える県立学校の環境整備を進めます。その際に、生涯学習の場や地域のコミュニティの場としての環境整備にも取り組みます。

Ⅲ. 文化芸術・スポーツの振興

かながわの魅力や地域資源を生かし、自分づくりを支える取組みを進め、かながわの文化芸術・スポーツの振興につなげます。

I. 生涯学習社会における人づくり

知識基盤社会*が本格的に到来する中、これからの「生涯学習社会」において、子どもから大人まで、すべての人が、教育ビジョンで掲げた「人間力」(11ページ参照)を身に付け、よりよく生きるために行動できるよう、生涯にわたる自分づくりを支援する取組みを進めます。

具体的には、地域・家庭・学校における学びの機会や様々な人との交流の機会を通じて、自己肯定感を基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を身に付けることができるよう、生涯を通じた人づくりを進めます。

○ 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

人生 100 歳時代*において、一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備を行います。

そして、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学校においては、課題の解決に必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に取り組む態度を育成するための学習活動の工夫・充実に取り組むとともに、読書活動の推進、実践的な防災教育や安全に関する教育の推進などに取り組みます。

また、子どもから大人まで、自然等とかかわり、様々な人と交流し、相互に学び合う機会を通じた自分づくりへの支援の充実に取り組みます。

さらに、県民一人ひとりが、人権尊重の理念について正しい理解を深め、 子どもたちが互いの大切さを認め合うよう人権教育に取り組みます。

○ 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

子どもが学校から社会・職業へ円滑に移行するために必要な能力や態度を 育成するため、小・中・高・特別支援学校等におけるキャリア教育の一層の 充実に取り組むとともに、地域貢献活動・ボランティア活動を通じて、地域 の人と協働しながら自分づくりを進める教育に取り組みます。

また、政治参加教育、司法参加教育、消費者教育や道徳教育など、規範意識や公共の精神を培い、社会とかかわる実践力を育む「シチズンシップ教育」のさらなる推進に取り組みます。

さらに、子どもから大人まで、学校や地域におけるボランティア活動等を 通じた自分づくりへの支援の充実に取り組みます。

○ 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

県民一人ひとりが、かながわの教育について考え、行動するための機会として、「かながわの教育の日、教育月間」を設定し、県民との協働・連携による教育イベントやテーマ別のフォーラム、「かながわ人づくりコラボ」の開催に取り組みます。

また、生涯にわたる自分づくりの推進に向けて、家庭教育、学校教育、社会教育における人づくりの実践が進むよう、「かながわ人づくり推進ネットワーク*」を核とした様々な主体との協働・連携の拡大・充実を図ります。

Ⅱ. 共生社会づくりにかかわる人づくり

子どもから大人まで、すべての人が多様なあり方を認め合い、尊重し、支え合い、 参加できる共生社会に向けた環境づくりを進めます。

具体的には、様々な教育活動を通じて、自分を大切にする心や他者への思いやりを育み、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つための環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実に取り組みます。

O 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化 不登校、いじめ・暴力行為など、子どもたちをめぐる課題への対応を一層 進める必要があることから、「いのちの授業*」の実践や道徳教育など教育活 動全体を通して、自分を大切にする心や他者への思いやりの育成に取り組む とともに、「あいさつ運動」の推進に取り組みます。

また、子どもたちの自立を適切に支援するため、外部専門職であるスクールカウンセラー*とスクールソーシャルワーカー*の配置の充実や、教育相談コーディネーター*の養成・活用の促進など、教育相談体制の充実に取り組みます。

さらに、不登校対策自然体験活動の充実や、フリースクール*との連携など、課題に応じた対応に取り組みます。

そして、地域や関係機関との連携・協力の強化を図り、「神奈川県いじめ防止基本方針*」に基づく取組みを進めるとともに、緊急時には「学校緊急支援チーム*」による支援に取り組みます。

〇 インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、 共に育つことをめざし、「みんなの教室*」の普及や県立高校における「実践 推進校」での取組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシ ブ教育を全県で展開します。

また、広くインクルーシブ教育の理解を図るための取組みを進めます。

特別支援学校では、子どもたちが集団の中で楽しく充実した学校生活を送れるよう、そして、地域社会でいきいきと暮らせるよう、医療従事者とも連携した医療的ケア*等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援の充実に取り組みます。

また、企業等への就労等に向けた進路指導の充実や、就労後のサポートなどについて、企業、労働、福祉等の関係機関との連携を拡充します。

○ 「外国につながりのある児童・生徒*」への指導・支援の充実

本県は近隣都県と比べて日本語指導が必要な外国籍児童・生徒の在籍者数が多く、「外国につながりのある児童・生徒」へのさらなる指導・支援の充実が必要であることから、その条件整備を図っていきます。

Ⅲ. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域の教育的な役割を大切にし、地域での様々な学びや、社会参加や社会貢献等の活動を通じて、活力あるコミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

具体的には、社会教育施設や学校等における、世代を超えて地域の人々が交流を深め、学び合う機会の充実に取り組みます。また、地域との協働による学校づくりを進め、学校運営の活性化と学校の教育力の向上を図るとともに、学校を核とした教育コミュニティづくりを進めていきます。

○ 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

県民一人ひとりが学び続けるために、社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりを進める必要があることから、子どもから大人までを対象とした公開講座や施設開放の充実を図ります。

また、社会教育主事等の育成や、生涯学習社会で求められる、学びの成果を活用できる場づくりに向け、地域への支援に取り組みます。

〇 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

保護者や地域住民等が参画・協働しやすい環境を整えていきます。あわせて、学校運営の活性化と教育力の向上を図るため、地域との協働による学校づくりをめざした「かながわらしいコミュニティ・スクール」の導入と推進・支援に取り組みます。

こうした取組みや地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みである地域学校協働活動*を通じて、学校を核に地域との交流を深め、地域ぐるみで子どもを見守るとともに子育てや教育にかかわり合える、教育コミュニティづくりを進めます。





Ⅳ. 子育て・家庭教育への支援

家庭環境の多様化や地域社会の変化に伴い、子育で・家庭教育を支える環境が大きく変化する中、生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育で・家庭教育の大切さを認識し、地域・学校など社会全体で支えるような、子育で・家庭教育を支援する取組みを進めます。

具体的には、経験豊かな地域の大人の協力を得て、子どもたちの放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う取組みを支援します。また、親が子どもに積極的にかかわることができるように、企業への働きかけや、家族のコミュニケーションを深めるための取組み等を進めていきます。

〇 子どもの社会的な経験の機会の充実

かながわの豊富な人材、物的な資源や様々なネットワークを生かし、地域で子どもの健全な育成を推進するため、放課後における学習や体験活動を提供する「放課後子ども教室*」や「土曜日の教育活動*」の支援等を進めます。

○ 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

次代を担う子どもたちの豊かな成長のため、子育て・家庭教育の大切さを すべての県民が共有し、協力する機運を醸成することが必要です。

そのため、企業の理解と協力を得て、家族で一緒に過ごす時間の確保や子育て・家庭教育の充実、高校生等への就学支援の充実を図るなど、安心して 子育てができる環境づくりを進めます。

また、相手を思いやる気持ちを育み、家族のコミュニケーションが深まるよう、「ファミリー・コミュニケーション運動」を一層推進します。





Ⅴ. 学び高め合う学校教育

子どもたちが、持続可能な社会の創り手として、これからの時代に向き合い、新しい価値の創出に挑むなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育めるよう、質の高い教育の提供に向けて、教育活動の充実や環境づくりを進めます。

具体的には、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、カリキュラム・マネジメント*など教育課程の見直し・組織的な授業改善の一層の推進に取り組みます。また、職業的・社会的な自立をめざし、キャリア教育、シチズンシップ教育の一層の充実に取り組みます。さらに、グローバル化や情報化に対応した教育の充実に取り組むとともに、国際社会で活躍するグローバル人材の育成をめざします。

〇 確かな学力の向上を図る取組みの充実

A I *の発展やグローバル化など複雑で予測困難な時代の中でも、基礎的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うために、言語活動の充実*を図るなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善の一層の推進に取り組みます。

その際に、一人ひとりの学習状況を調査・把握し、その結果を分析し、指導の充実を図るなど、学力向上に生かします。

こうした取組みを通じて、継続的な検証・改善のサイクルを確立し、質の高い教育を進めていきます。

また、産業・就業構造の変化や社会のニーズ等に対応した専門教育の充実 や、県立高校と大学等の教育機関、企業・団体等との連携(コンソーシアム *)の充実を図ります。

〇 生き方や社会を学ぶ教育の充実

かながわの子どもたちが自らのあり方や生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、計画的・組織的な進路指導を行うとともに、小学校 段階からの系統的なキャリア教育を推進し、積極的に社会に参加するための 能力と態度の育成を図ります。

また、インターンシップや職場体験活動、先端産業の実習体験などを通して職業観・勤労観など、将来の社会的な自立に向けた力を身に付ける職業教育の充実に取り組みます。

〇 グローバル化などに対応した教育の推進

諸外国の歴史や文化を理解し尊重するとともに、日本の歴史や文化についてのより深い理解を図るため、「逆さま歴史教育」などの学習活動の工夫と充実に取り組み、異なる習慣や文化をもつ人と共に生きていくためのコミュニケーション能力の向上を図っていきます。

また、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成をめざして、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るための取組みを進めるとともに、国際バカロレア*認定校での先進的な教育に取り組みます。

さらに、社会状況の変化に対応したICT*を活用した教育の推進や、児童・生徒が自然とのかかわりや科学技術の進歩の中で、問題や課題を見いだし、観察や実験などを通して理科や算数・数学への興味・関心を高める理数教育の一層の推進に取り組みます。

あわせて、環境問題への関心を高め、環境保全を意識し、自主的な活動につながる環境教育をさらに推進していきます。

VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

教育の質を高め、県民の学校に対するゆるぎない信頼を確立するために、優秀な人材を確保し、指導力の高い教職員を育成します。また、子ども、保護者、地域の人々に信頼されるよう、必要な体制づくりを進めるとともに、社会状況の変化に対応した活力と魅力にあふれた学校づくりを推進します。

具体的には、教職員の人材確保・育成のための計画*に基づき、優秀な人材を確保し、高い指導力をもち、これからの時代に対応し、様々な教育課題の解決を図ることができる教職員を育成します。また、義務教育学校*など小中一貫教育を行う学校の導入を推進するとともに、中長期を展望した県立高校改革を進めます。

○ かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

学校教育の質の向上を図るため、教職員としての人格的資質と教職への情熱をもち、様々な課題に対応するとともに、児童・生徒が主体的・協働的に取り組む授業を実践できる人材の確保・育成に取り組んでいきます。

そのため、優秀な人材を計画的に確保するとともに、教職員の専門性や実践的指導力を向上させるため、研修効果が測れる、柔軟で効果的な研修体系への再構築を図っていきます。

○ 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

教職員研修については、専門性と実践的指導力を高めるため、研修の充実 に取り組んでいきます。

そのため、総合教育センターと体育センターの一体的な整備を進めるとともに、各学校の教育課程編成等を支援するためのカリキュラムセンター機能の充実や、教育相談機能の強化などに取り組んでいきます。

○ 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

少子化の進行を踏まえ、「中一ギャップ*」や「基礎的な学力の向上」等の 課題を解決する方策の一つとして、義務教育9年間を見通した教育を行う義 務教育学校など小中一貫教育を行う学校の導入を推進していきます。

また、小学校教育と就学前教育の円滑な接続を図るため、その連携を推進します。

あわせて、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育 的ニーズに応じるため、中学校夜間学級*の設置について、支援していきま す。

さらに、県民と地域に信頼され、活力と魅力にあふれた県立学校づくりを 進めます。

県立高校では、学び直しの教育を展開するクリエイティブスクール*などにおけるきめ細かな指導や、生徒数、地域バランス等に配慮した再編・統合に取り組みます。

県立中等教育学校では、次世代のリーダー育成のため、教育内容の一層の 充実に取り組みます。

あわせて、県立特別支援学校の教育環境の整備に取り組みます。

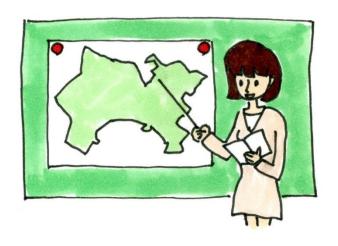
〇 学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進

県立学校における、質の高い教育の提供と充実に向けて、学校評価の充実 や第三者評価の実施を通じて、組織的で機動的な学校運営や教育活動を進め るとともに、学校経営の改善に取り組みます。

また、県民の信頼と負託に応える教育行政の推進に向けて、県立各教育機関の第三者評価の実施に取り組みます。

さらに、「かながわ教育ビジョン」に基づく、計画的で着実な教育施策・事業の実施に向けて、県立学校や県立各教育機関への第三者評価等を活用し、外部専門家による意見を聞きながら、県教育委員会の点検・評価に取り組みます。





WI. 県立学校の教育環境の改善

すべての県立学校において、安全・安心で居心地の良い教育環境の整備や、質の高い教育を支える環境整備を進めます。その際に、生涯学習の場や地域のコミュニティの場としての環境整備や、地域・家庭との協働・連携による教育環境の改善を進めます。

具体的には、教育活動の基盤となる校舎等の耐震補強・老朽化対策等を行うことにより、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めていきます。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、個別業務の役割分担や適正化、校務の効率化を図るICT環境の整備、外部人材の活用など「教員の働き方改革*」を進めていきます。

○ 豊かな学びを実現する教育環境の整備

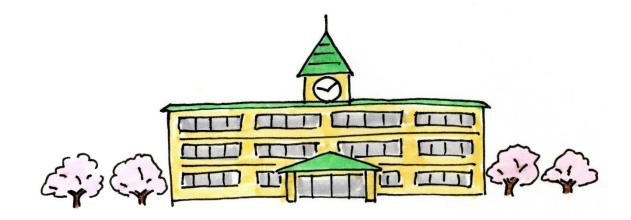
県立学校に在籍する子どもが安心して快適に過ごせる校舎等の耐震補強・ 老朽化対策等や、実験・実習等にかかる設備の整備、タブレット型端末等の ICT環境の整備を着実に進めていきます。

また、大規模地震への備えとして、災害時に必要な防災備品や職務として 学校に留まる教職員の備蓄食料等の整備を計画的に進めていきます。

○ 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善

教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、ベテラン教員の知識・技能を確実に継承していくため、校務用パソコンの計画的な整備と、効率的な運用ができるICT環境の整備を進めます。

また、豊富な知識と経験を有する退職教員、民間企業で培われた専門的・ 実践的な知識や技術を有する地域人材等がもつ、多様な教育力の活用を通じ て、学校の教育活動の一層の充実を図ります。



Ⅲ. 文化芸術・スポーツの振興

かながわの魅力や地域資源を生かして、生涯にわたる自分づくりを支える取組みを進め、かながわの文化芸術やスポーツの振興につなげていきます。

具体的には、歴史・文化芸術等の学びの機会の充実や、伝統芸能・文化の保存・継承・活用に向けた、継承者の育成や、展覧会や講座の開催による文化財の普及啓発を行うなどの取組みを進めていきます。また、誰もがスポーツに親しめる社会を実現し、健康で活力に満ちた心豊かな人生を築くことができるよう、あらゆる世代を通じて楽しむことができるスポーツ活動を推進するとともに、こうした活動を支える環境づくりに取り組みます。

○ かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

かながわの自然、歴史・風土、文化芸術、産業や観光など、かながわの魅力や地域資源を生かした学びの機会の充実や、県内各地の伝統芸能の発表の機会の確保や継承者の育成のための支援に取り組みます。

また、かながわの文化財の保護を図るため、未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の保存や活用の普及啓発を図るため、社会教育施設等での展覧会や講座などの開催を進めていきます。

さらに、「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に向け、関係機関と連携・協力しながら、魅力の発信に取り組みます。

○ 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

誰もが生涯を通じて、健康で豊かな生活ができるよう、子どもの頃から未 病を改善する取組みにもつながる、外遊びや健康・体力つくり、学校での食 育を一層推進するとともに、「がん教育*」の実施、部活動の活性化、学校や 地域での「かながわパラスポーツ」の普及、さらに、くらしの中で運動を習 慣化する「3033 運動」など、世代に応じた運動・スポーツを推進します。

また、ラジオ体操など世代を超えて行うことができる運動・スポーツの機会の拡大に取り組みます。

あわせて、地域の様々な世代がニーズに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブ*の設立や運営を支援し、スポーツ活動を通じた地域のコミュニティづくりを促進します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をめざして、神奈川育ちのアスリートの育成など、競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツ拠点として体育センターの再整備に取り組みます。

※ 第4章以降の取組みは、知事部局と一体となって、県全体として取り組んでいます。 第4章及び第5章で示す施策については、私立学校法に基づく私学の建学の精神や特 色ある教育活動を尊重するという観点から、私立学校への支援にかかるものを除き、公立 学校を対象としています。

「人づくり」は、根源的に公私の区別はありませんので、私立学校においても教育ビジョンの共有を図っています。

第6章 教育ビジョンの推進(令和元年10月改定)

策定された教育ビジョンに基づき、実効性のある教育政策を推進できるよう、 次により取組みを進めます。

県民と歩む教育ビジョンの推進

神奈川県教育委員会では、教育ビジョンの策定過程において、県民との教育論議を大切に取り組んできましたが、推進過程においても県民との関係を重視した取組みを進めます。

- 県民との論議の場として「かながわ人づくりコラボ」を設け、推進 状況などをもとに、県民と検証を行い、課題解決に向けた今後の方向 性について論議していきます。
- 教育ビジョンで掲げた人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、「心ふれあう3つの運動」に取り組みます。
- 「県のたより」や県のホームページなど様々な広報の機会をとらえ、 募集した意見を踏まえ、県民ニーズを的確にとらえた柔軟な推進に努 めます。
- 社会状況の変化に柔軟に対応するため、一定の期間が経過したところで、推進過程を振り返り、達成状況の点検などを行い、見直しに取り組みます。

人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大

学校や家庭、地域などで、様々な主体と教育ビジョンを共有し、効果的な取組みが進められるよう、継続的に協議を行う場として「かながわ人づくり推進ネットワーク」を設置し、協働・連携を拡大していきます。

○ 市町村とは、学校教育や社会教育などの分野で、校種や地域を超えて、円滑に人づくりが行われるよう、適切な役割分担に基づき、連携・協力の一層の充実を図ります。

また、幼稚園や保育所、大学や専修・各種学校など様々な機関にも教育ビジョンの浸透を図ります。

○ 国に対しては、現場の実践などに基づく新たな取組みの方向を発信します。

また、他の都道府県とは、広域的な課題の解決に向けた連携を深め、必要な場合は、一体的な取組みを進めます。

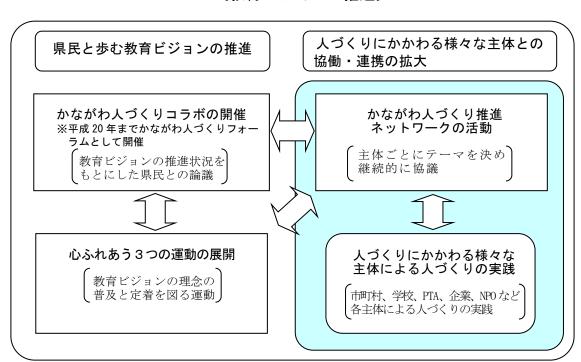
○ 企業やNPO法人などに対しては、教育ビジョンの浸透を図るとと もに、それぞれの持ち味を生かし合えるよう、適切な役割分担を行い、 協働・連携のあり方を模索しながら、その拡大に努めます。

行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

教育ビジョンの推進にあたっては、行政改革や地方分権の取組みなど と一体的に進めます。

- 教育委員会の情報公開を一層進めるとともに、本県教育行政の現状 及び制度的課題を分析し、望ましい教育委員会制度のあり方を検討し ます。
- 国と地方の適切な役割分担のもと、地方の自主性、主体性を拡大する方向での教育における地方分権に取り組みます。
- 事故・不祥事防止対策の徹底など、教育委員会が一丸となって県民から信頼されるよう努めます。

[教育ビジョンの推進]



行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

心ふれあう3つの運動

県教育委員会では、「かながわ教育ビジョン」で掲げた人づくりの理念が、 多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、これらの運動を 「心 ふ れ あ う 3 つ の 運 動 」として、取り組みます。

あいさつ運動

家庭、地域や学校でのあいさつ を励行する運動です。

各学校が特色を生かし、あいさ つを通じて、子どもたちの社会性 やコミュニケーション能力を高める 取組みを推進しています。

※平成 22 年まで「あいさつ一新 運動」として実施 サンマルサンサン 3 0 3 3 運動

県民の皆さんが、スポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送っていただけるよう、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、習慣化していただく運動です。

県内各地でキャンペーンや講 習会等を行っています。

心ふれあう しなやかな 人づくり

ファミリー・

コミュニケーション運動

県民の皆さんが、家族でのコミュニケーションを大切にし、子どもたちが自分の気持ちを表現する力や相手を思いやる気持ちを育む運動です。

毎月第1日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」とし、施設優待やイベント等を実施しています。

用語集

	用語	解 説
ア行	I C T p. 51	Information and Communication Technologyの略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをさす。
	アイデンティティ (Identity) p. 13	エリクソン*が提唱した概念であり、自我同一性のことで、自分という存在が独自で一貫しており、しかも他者や社会に認められていることで生じる「自分らしさ」の感覚をさす。 ※1902~1994年 発達心理学者で精神分析者
	生きる力 p. 24	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学 省が提唱しているもの。知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学 び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの 「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、及 びたくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。
	いのちの授業 p. 48	本県では、子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組みのことをいう。
	医療的ケア p. 48	県立特別支援学校での教育活動において、在宅で安定して行われている 特定行為及び特定行為以外の医行為、また、その連携行為をいう。なお、 医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思を もって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等 の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に 限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行 為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。
	インクルーシブ教育の推進 p. 45	インクルーシブ教育のシステムとは、障害者権利条約によれば、人間の 多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度ま で発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の もと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。 本界では、「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち 一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教 育を支援教育として取り組んでいる。今後、障害のあるなしにかかわらず、 小・中学校から高校段階まで連続した多様な学びの場で、できるだけすべ ての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育のしくみづ くりを進めていくこととしている。
	インターンシップ (Internship) p. 29	生徒などが在学中に、産業の現場などにおいて、自らの学習内容や将来 の進路などに関連した就業体験を行うこととされている。高校において は、各学校の判断で科目の履修とみなして単位認定が可能。キャリア教育 の一環として、小学校や中学校においても、職場体験や見学が盛んに行わ れるようになっている。
	A I p. 51	Artificial Intelligence の略で、いわゆる人工知能。具体的には、人間の脳が行っている記憶・推論・判断・学習などの知的機能をコンピューターで代行できるようにモデル化されたソフトウエアやシステムをいう。

	用語	解 説
	N P O (Non Profit Organization)法人 p.33	特定非営利活動促進法に基づく法人資格を取得した特定非営利活動法 人のことをさす。政府・自治体や私企業とは独立した存在として市民・民 間の支援のもとで社会的な公益活動を行っている。
カ行	外国につながりのある児 童・生徒 p. 48	「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国 にルーツをもつ児童・生徒」など、外国籍をもつ児童・生徒だけでなく、 民族、文化など様々な背景をもった児童・生徒のことをいう。
	科学の知 p. 13	「ふれあい教育」の実践の際に、背景となった「臨床の知」に相対する「知」のことをさす。「知」は一般に、人間が物事の本質を理解するための知識や能力の総体(全体像)をさすが、「科学の知」は、客観的・分析的で、原理や法則といった一般化された自然観に基づき、これをもってすれば、やがてはどんな課題でも解決されるという考え方に立つものとされている。
	学校間・校種間の連携 p. 24	学校間の連携とは、同じ学校種間でとる連携のことで、小学校間、中学校間、高校間、特別支援学校間などの連携をさす。 校種間の連携とは、異なる学校種間でとる連携のことで、幼稚園と小学校、小学校と中学校、小学校と特別支援学校、中学校と高校の連携などをさす。
	学校緊急支援チーム p. 48	本県において、学校におけるいじめなどの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチームのことをいう(平成 19 年 7 月に県教育委員会に設置)。
	学校評価 p. 44	子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組みのことをさす。具体的には各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することで、学校として組織的・継続的な改善を図る。また、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進める。さらに、各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることで、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。
	神奈川県いじめ防止基本方 針 p. 48	いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いじめ防止対策推進 法に基づき策定した、本県の基本方針のことをいう(平成 26 年4月1日 施行)。
	かながわパラスポーツ p. 42	本県では、すべての人が自分の運動機能を生かして同じように楽しみな がらスポーツをする、観る、支えることとしている。
	かながわ人づくり推進ネッ トワーク p. 47	本県において、学校や家庭、地域などで、「かながわ教育ビジョン」を様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていくために、学校、家庭、企業等の主体により平成20年に結成されたネットワーク。

	用語	解 説		
力行	カリキュラム・マネジメン ト p. 51	「子供たちにどのような力を身に付けていくか」という新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、カリキュラム・マネジメントは次の3つの側面としてとらえられるとされている。1つめは、教科横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくという側面。2つめは、教育課程のPDCAサイクルを確立するという側面。3つめは、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、効果的に組み合わせるという側面。		
	がん教育 p. 55	本県では、子どもの頃から、がんに関する正しい知識を学び、がんその ものやがん患者に対する理解を深める学習のこととしている。		
	基本的な生活習慣 p. 5	人としてのあらゆる態度や行動の基礎となるもので、個々の生き方に ついての自覚を深めるような習慣や態度などの行動様式のことをさす。一 般に、その基礎は乳・幼児期からのしつけにあると考えられている。具体 的には、挨拶をすること、時間を守ること、朝一人で起きること、顔を洗 うこと、約束を守ることなど、食事・睡眠・着替え・排泄・清潔維持など で生活全般を支えるものである。		
	義務教育学校 p. 52	「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成27年6月24日に公布され(平成28年4月1日施行)、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校として創設された新たな学校の種類。		
	キャリア教育 p. 24	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度 を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしな がら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育をさす。		
	教育委員会の施策・事業に 対する点検・評価 p. 45	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない、とされている。		
	教育コミュニティ p. 33	教育・学習を縁として、人と人とのつながりを形成しようとする地域づくりの考え方。幼稚園・保育所をはじめ、小学校・中学校・高等学校など学校や公民館等が拠点としてより重要な役割を果たし、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となることが重視されてきている。		
	教育相談コーディネーター p. 48	本県では、支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の中心的な役割を果たす教員のことをさす。学校(高校は課程)ごとに、校長が所属する教員の中から各校の実態に応じて1名以上を指名している。国では「特別支援教育コーディネーター」という。		
	教職員の人材確保・育成の ための計画 p. 52	「かながわ教育ビジョン」(平成19年8月策定)の重点的な取組みである「意欲と指導力のある教職員の確保・育成」を推進するために、本県で定めた「教職員人材確保・育成基本計画」(平成19年10月策定)のことをいう。現在、この基本計画で明らかにした、かながわにおける「めざすべき教職員像」の実現に向け、教職員の採用や研修について総合的な対応を進めている。なお、平成27年度に「教職員人材確保・育成計画」として改定。		
	共生社会 p. 45	中央教育審議会(特別支援教育の在り方に関する特別委員会)報告(平成24年)によれば、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこととされている。		

	用 語	解 説
力行	クリエイティブスクール p. 52	本県では、中学校段階でもっている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高め、基礎学力や社会性を身に付けることができるよう、学び直しを必要とする生徒を支援する学校のことをいう。学年制による普通科の県立高校。
	言語活動の充実 p. 51	各教科等において記録、要約、説明、論述、討論などの活動を発達の段階に応じて行い「思考力、判断力、表現力等」の育成を効果的に図ることをさす。
	教員の働き方改革 p. 54	学校現場では、社会状況の変化に伴い、学校における課題が複雑化、困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている。そうした中で、教員の長時間労働を是正し、教員のワーク・ライフ・バランスを実現することは、教員の精神的余裕を創出し、ひいては、教員と子どもたちが向き合う時間を確保し、教育活動を充実させることが求められている。
	国際バカロレア p. 51	インターナショナルスクールや各国の現地校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を付与するしくみのことをさす。国際バカロレアには、3歳から19歳の子どもの年齢に応じた3つのプログラムがあり、そのうちのディプロマ資格プログラムを修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際的に認められている大学入学資格の1つである、国際バカロレア資格を取得することができる。
	コミュニティ・スクール p. 42	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) は、平成 16 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたもので、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。
	コンソーシアム p. 51	本県では、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路目標の実現に向けた学習ニーズに対応するため、大学、職業技術校等の教育機関や企業などと連携して学びの機会を広げるしくみのこととしている。 県立高校の生徒は、連携協定に基づき提供される学びの機会を活用し、講義や実習、体験的な学習活動を通じて、豊かな教養と専門的な知識や技能・技術を身に付け、その学習内容に応じて連携協定先で認められた成果を、在籍する高校の認定により、単位として修得することができる。
サ行	支援教育 p. 24	「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち一人ひとり の教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教育のことを さす。
	自己肯定感 p. 5	自己自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のことをさす。具体的には、他者とのかかわりにおいて他者と異なる自己を意識し、自らの存在が受容されているのを感じることが、自己肯定感を育むには重要になると考えられている。
	シチズンシップ教育 p. 41	積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環として平成23年度から「政治参加教育」「司法参加教育」「消費者教育」「道徳教育」を4本柱としてすべての県立高校で実施している。
	授業研究 p. 25	よりよい授業のあり方について、研究した成果を実際の授業を通して検証するわが国独自の研究方法のことをさす。一人の教師が授業を行い、その授業を同じ学校の教師や他校の教師が参観して、授業後に全員で検討することで研究を進める。教師の力量を高める効果が高いことから、アメリカをはじめ、多くの国で教職員研修の方法として取り入れられつつある。

	用 語	解 説		
サ 行	生涯学習社会 p. 3	教育基本法では、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のこととされている。		
	小中一貫教育 p. 44	本県では、小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育のこととしている。		
	食育 p. 21	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために行われるものとされている。食育基本法によれば、健全な食生活の実践としての食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められている。		
	人生 100 歳時代 p. 47	いわゆる超長寿社会のこと。こうした状況においては、県民一人ひとりが柔軟な働き方や学び直しなどの多様な人生を送ることができるような社会づくりを進めていく必要があり、本人が希望する生き方を実現できるよう教育支援の充実を図るとともに、県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けることや、いくつになっても学び直すことができるよう、生涯学習などの環境整備を行うことが求められている。		
	SDG s (持続可能な開発 目標) p. 46	平成27年(2015)年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成された。そして2030アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中にSDGs(持続可能な開発目標【Sustainable Development Goals】)として17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられている。		
	【関連用語】 ESD (特続可能な開発の ための教育)	Education for Sustainable Development の頭文字をとったもので、日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳される。ユネスコスクールにおいて、「私たちとその子孫たちが、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学び」であり、「持続可能な社会の担い手を育む教育」である。また、ESDの実践には、特に「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、『関わり』『つながり』を尊重できる個人を育むこと」の2つの観点が必要とされている。そのため、「環境、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に取り込むことが重要」とされている。		
	スクールカウンセラー p. 48	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童・生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。		
	スクールソーシャルワーカ ー p. 48	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。		
	総合型地域スポーツクラブ p. 55	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをさす。		

	用語	解 説		
タ行	第三者評価 p. 45 団塊の世代	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものとされている。本県では、平成23年度から県立学校を対象に実施している。 昭和22年(1947)から同24年(1949)のベビー・ブーム時代に誕生し		
	p. 7	た世代のことをさす。		
タ行	地域学校協働活動 p. 49	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の主導による「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域主体の様々な活動のこと。子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されている。		
	知識基盤社会 p. 47	中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成 17 年 1 月 28 日)において、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこととして定義されている。		
	中学校夜間学級 p. 52	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割を果たすもの。夜間中学ともいう。なお、令和元年7月現在、9都府県に33校が設置されており、文部科学省では、中学校夜間学級が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、その設置を促進している。		
	中一ギャップ p. 52	小学校から中学校に進学し、新しい環境での学習や生活へ移行する段階 で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等の状況とされ ている。		
	土曜日の教育活動 p. 50	子どもたちの健やかな成長のため、土曜日の教育環境を豊かなものにするために行われる活動のことをさす。実施主体や扱う内容等により、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の形態に分けられている。文部科学省では、地域や企業の協力を得て、「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築事業」を進めている。		
ナ行	ニート(NEET) (Not in Education, Employment or Training.) 資料1-3	いわゆる「学校に通っておらず、働いてもおらず、職業訓練も受けていない者」の通称とされ、語源は英国政府による労働政策の用語の頭文字をとった呼称。厚生労働省では、若年無業者について、年齢を 15~34 歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を「ニート」に近い概念ととらえ、集計している。		
	人間力 p. 10	平成 15 年4月の内閣府の人間力戦略研究会の報告書で「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、平成 18 年2月 13 日の中教審初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、この報告をひきながら、知的能力的要素、社会・対人的要素、自己制御的要素などで構成される、「自立した人間として生きていくための総合的な力」とされている。		

	用語	解 説
	認定こども園制度 p. 20	親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園、保育所などが、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受ける制度。
ハ行	発達障害 p. 6	発達障害者支援法に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。早い段階で障害を認識し、発達支援を行うことが求められている。
八行	不登校 p. 1	平成4年3月の文部省(当時)の学校不適応対策調査研究協力者会議報告では、「一般に何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状態(病気や経済的な理由などを除く)のこと」とされている。
	フリースクール p. 48	一般に、不登校児童・生徒等に対し、教育相談、体験活動、学習指導等 の活動を行っている民間の施設とされている。民間施設は、設置や運営の 形態、指導方針・内容等が多種多様である。
	フリーター 資料1-3	一般に定職に就かず、アルバイトなどで生計を立てる人のこと。厚生労働省では、「15~34歳の男性又は未婚の女性(学生を除く)で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者」と定義して、集計している。
	放課後子ども教室 p. 50	放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組みのことをさす。
	ボーダレス化 資料1-2	境界がない、または境界があいまいな状態のこと。国際化の進展に伴って生まれた言葉であり、国境を越えてヒトやモノが動く様をさす。
マ行	未病 p. 42	健康と病気を2つの明確に分けられる概念としてとらえるのではなく、 心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとしてとらえ、この すべての変化の過程をあらわす概念のこととしている。
	みんなの教室 p. 48	すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとり のニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。
ラ行	リカレント教育 p. 30	学校教育を修了し、いったん社会に出た後で、必要に応じて再び行われる高等教育機関を活用する高度で専門的・体系的な教育のことをさす。 OECD(経済開発協力機構)が1970年代に提唱した。具体的には、大学の社会人入試制度や夜間の大学院の開設などで、高度な職業人の再教育をめざしている。
	臨床の知 p. 13	「ふれあい教育」が展開されていく過程において、その実践の背景となった考え方で、哲学者の中村雄二郎氏によって提唱された。人が生活するすべての場で、自然や人とかかわる直接的な体験を通して獲得される共存・共生の原理に裏打ちされた「知」のことをさす。